

別表1 受講要件（受講資格番号①～⑥に係る詳細）

受講要件	詳細（解釈）	提出書類 ※1
①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度を含め過去5年度の間（2回目以降の更新の場合は前回の更新から）に、<u>介護支援専門員法定研修（実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ〔専門課程Ⅰ・Ⅱ〕、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等）の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員法定研修（実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ〔専門課程Ⅰ・Ⅱ〕、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等）に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験等が分かる書類の写し例…講師依頼文書・研修企画会議録等
②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者	<ul style="list-style-type: none"> ・本年を含め過去5年間（2回目以降の更新の場合は前回の更新から）に、年4回以上参加した者 ・研修の回数は毎年4回以上が理想ですが、ある年に4回以上で可です。何日間か続く研修は1日を1回と数えます。ただし、今年度の場合は、受講申込日までの期間となります。 ・※今年度より、「年度4回以上」から「年4回以上」に受講要件を変更します。年度（4月～3月）に限定はしません。ある年（例：1月～12月、4月～3月、8月～7月、等）に4回以上で可とします。 ・研修として認めるのは、<u>介護支援専門員連絡協議会（日本協会、近畿、県、圏域ブロック）、日本ケアマネジメント学会、地域包括支援センター・国・県・市・町、社会福祉協議会等が実施した介護支援専門員を主な対象とするものであり、介護支援専門員業務の質の向上に資するもののみとします。</u> ・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議や事例検討会、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同して開催する事例検討会・研修会、事業所内研修、地域包括支援センター職員対象研修（介護予防プラン作成及びケアマネジメントに関する研修は除く）は非該当。また、多職種連携懇談会・多職種連携研究会・多職種連携事例検討会・多職種連携会議及び市民講座のように専門職向けでない内容のものも非該当。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講証明証の写し（受講証明証が発行されている研修） ・※受講証明が発行されていない研修については、研修の内容がわかるもの（研修資料など）の写しに、受講したことを所属先の管理者または上司の方の印で証明の上、添付してください。
③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度を含め過去5年度の間（2回目以降の更新の場合は前回の更新から）に、<u>日本ケアマネジメント学会や介護支援専門員連絡協議会（日本協会、近畿、県）が主催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者</u> ・共同研究者は非該当。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該演題発表等を証する書類の写し例…当該研究大会に係る抄録・資料集等
④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	<ul style="list-style-type: none"> ・参考…認定ケアマネジャー制度については平成15年度から認定開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定ケアマネジャーを証する書類の写し
⑤介護支援専門員実務研修に係る実習指導者の実績がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度介護支援専門員実務研修から適用します。 ・複数名が実習担当された場合、主担当のみが対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員実務研修の実習指導等を証する書類の写し
⑥滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修をアドバイザーとして受講した者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27～29年度滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修にてアドバイザーをされた方が対象となります。 ・なお、他府県での地域同行型実地研修（同様な研修）については、認めません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修の全講座の受講証明書</u>

※1 提出書類等は、滋賀県及び滋賀県介護支援専門員連絡協議会等にて確認します。なお、提出書類は返却しませんので、原本でなくコピーを提出してください。